

放送大学核燃料物質計量管理規程

平成 4 年 7 月 9 日
放送大学規程第 3 号

改正 平成 13 年 1 月 6 日、平成 25 年 10 月 25 日
平成 27 年 1 月 27 日、平成 28 年 3 月 23 日

(目的)

第 1 条 本規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第 61 条の 8 第 1 項の規定に基づいて、放送大学（以下「本学」という。）における法律第 61 条の 3 第 1 項に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

(計量管理責任者)

第 2 条 本学における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。

- 2 本学における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。
- 3 本学における計量管理責任者は、放送・研究棟 717 号室における電子顕微鏡暗室責任者とする。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第 3 条 本学における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、本学放送・研究棟 717 号室（電子顕微鏡暗室をいう。以下同じ。）全体をもって設定し、計量管理はこの MBA を基礎として行う。

- 2 本学放送・研究棟 717 号室の MBA の符号は KSGS とする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続き)

第 4 条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

(消費、損失等に関する手続き)

第 5 条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月 1 回記録するものとする。

(事故損失又は増加に関する手続き)

第 6 条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失又は増加が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録を作成するとともに、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号）第 7 条第 21 項及び第 30 項に定める報告を行うものとする。

(記録)

第 7 条 計量管理責任者は、第 4 条、第 5 条並びに第 6 条の記録を作成し、作成後 10 年間本学に保存するものとする。

- 2 前項の記録には次の各号に定める事項を記録するものとする。

- 一 在庫変動の日付
- 二 在庫変動の原因又は理由
- 三 受入れ又は払出し事業所名及び MBA の符号
- 四 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- 五 核燃料物質の種類
- 六 核燃料物質の数量

第 8 条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月 1 回作成し、作成後 10 年間本学に保存するものとする。

(報告)

第 9 条 計量管理責任者は、法律第 67 条第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則（昭和 36 年総理府令第 50 号）第 7 条第 21 項の規定に基づく毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の報告書が当該期間の経過後 1 月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

- 2 計量管理責任者は、事故增加が生じた際、国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 30 項の規定に基づく報告書が、当該事故增加が生じた月の翌月 15 日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 7 月 9 日から施行し、平成 4 年 6 月 24 日から適用する。

附 則（平成 13 年 1 月 6 日）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年10月25日）

この規程は、平成25年10月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月27日）

この規程は、平成27年1月27日から施行し、平成26年6月29日から適用する。

附 則（平成28年3月23日）

この規程は、平成28年3月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。